

裁判員の職務の内容など

担当する事件

- ・ 死刑, 無期懲役・禁錮に当たる罪
- ・ 法律で合議で裁判することが定められ, 故意の犯罪行為によって被害者を死亡させた罪

参加する裁判体の形式

- ・ 原則として裁判官3人, 裁判員6人
- ・ 次の条件をすべて満たす事件は, 裁判官1人, 裁判員4人
条件 { 公判前整理手続の結果, 公訴事実を争いがないこと
当事者に異議がないこと
裁判所が適当と認めること

裁判員の資格

資料4 - 2 参照

裁判員の義務

- ・ 公判期日・評議への出席
- ・ 公平・誠実な職務遂行
- ・ 評議の秘密及び職務上知り得た秘密の守秘

権限など

- ・ 公判審理で被告人・証人に対して質問
- ・ 裁判官と一緒に有罪か無罪かを決め, 刑罰を決定
- ・ 評決では, 裁判官と裁判員の合計人数の過半数の賛成があって, 裁判員と裁判官のそれぞれ1人以上が賛成する意見を採用
- ・ 旅費, 日当などの支給

裁判員に関して禁止されている事項

- ・ 裁判員に対して請託・威迫行為をすること(処罰あり)
- ・ 雇用主が裁判員になったことに関する情報を理由として不利益な取扱いをすること
- ・ 裁判員を特定できる情報を公開すること
- ・ 担当事件に関して裁判員へ接触すること